

# 神戸市教育・保育施設等防犯対策推進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、民間の教育・保育施設等の防犯対策のために必要となる設備整備等に対して、市が交付する補助金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

## (補助対象施設)

第2条 この要綱による補助金の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 保育所
- (2) 幼保連携型認定こども園
- (3) 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）
- (4) 小規模保育事業の用に供する施設

2 この補助金を申請できる者は、前項に掲げる施設を設置又は運営する者とする。

## (補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の対象となる事業は、子どもの安全を図ることを目的として、前条第1項の施設において当該年度に実施される以下の事業とする。

- (1) 玄関、門扉、敷地境界等の外部監視カメラ及び付帯設備の新設
- (2) 前号に併せて行うカメラ付ドアホン、電気錠等の新設
- (3) 前各号に類する防犯設備の新設で市長が特に認めるもの

2 この補助金は、一の施設につき1回限りとする。

## (補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は以下のすべてを満たす経費とする。

- (1) 前条第1項各号に係る購入費、リース料、保守料及び工事費であること。
- (2) 当該年度に整備を行い、かつ支出した経費であること。
- (3) この補助金と同趣旨の補助金、交付金等を受けておらず、また受ける予定がないこと。

## (交付額)

第5条 市長は予算の範囲内において、補助対象経費の実支出額（150万円を超えるときは150万円）と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2分の1の額を交付できるものとする。

2 算定された額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防犯カメラの設置後、対象施設が事業者が費用を支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が3月の場合は、同月末）までに、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定を行うときは、申請後1か月以内に補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、申請後1か月以内に補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助の条件)

第8条 前条第1項による補助金等の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付けることができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第7条第1項の交付決定の後、補助事業者から提出される補助金等請求書（様式第4号）を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(届出書)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、最初の消費税及び地方消費税申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額が確定したときは、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助金規則第24条第1項の市長が定める期間は、平成20年7月11日厚生労働省告示第384号に定めるところによる。

2 補助事業者は、補助事業にかかる設備等について補助金規則第24条第1項に定める財産の処分をしようとするときは、補助対象財産処分等承認申請書（様式第6号）により市長の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取り消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

3 市長は、第10条の報告により必要と認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を、期限を定めて命ずることができるものとする。この場合において、前2項の規定を準用する。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。